Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. Kinki Regional Development Bureau

令和5年11月27日14時00分 近畿地方整備局

### 『インフラDX認定』の募集を本日より開始します。

~近畿地方整備局独自の取組として、

ICT施工の普及と技術力の向上を目指します~

近畿地方整備局ではインフラDXを推進しており、その一環として、ICT施工を実践し、継続 的にインフラDXの取組を推進している建設会社を認定(「インフラDX認定」)する制度を昨年 度より創設しており、令和6年度における募集を開始いたします。

インフラDX認定は、業界のDXを活用した様々な技術による新3Kの取組の促進や地元建設 会社におけるデジタル技術活用の人材育成とインフラDX等の普及促進を目的として設立した 認定制度です。

#### ■認定対象

ICT施工を実践し継続的にインフラDXの取組を推進している建設会社とします。

#### ■申込受付期間

記者発表日~12/22(金)17:00まで。

申込方法等については、近畿地方整備局のHPより確認してください。

URL <a href="https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/infraDX/lbhrsn000000drhe.html#anker">https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/infraDX/lbhrsn000000drhe.html#anker</a> 2>

#### ■認定方法

認定対象の中から認定を希望する建設会社の申込みを受け、近畿地方整備局インフラDX 認定委員会にて審議の後に認定されます。また、有効期間は年度毎の継続審査により最大 3年となります。

※なお、認定を受けた建設会社は、一部直轄工事において、総合評価落札方式の加点(企業の施工能力(表彰 枠))の対象となります。

#### 〇添付資料

インフラDX認定 概要

| <取扱い> |
|-------|
|-------|

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 近畿地方整備局 しようじ 荘司 企画部 工事品質調整官 周夫 (内線3310)

みたに **三谷** まさと正人 技術管理課 課長補佐 (内線3158)

06-6942-0207(直通) 雷話

#### 《用語の解説》

#### i-Construction:

国土交通省では、「ICTの全面的な活用(ICT土工)」等の施策を建設現場に導入することによって、建設生産システム全体の生産性向上を図り、もって魅力ある建設現場を目指す取組であるi-Construction(アイ・コンストラクション)を進めています。

#### インフラDX:

様々なインフラデータをデジタル化し、自由に活用できる環境が整うことにより、国民への様々なサービスの提供が可能となり、設計から維持管理が高度化するほか、業界、職員の働き方改革が進み、生産性向上に繋がります。近畿地方整備局では、これまで生産性向上として取り組んできたi-Constructionをより深化させるため、インフラDXを推進していきます。

#### ICT施工:

建設現場における生産性の向上や品質の確保を図ることを目的としたシステムで、測量・設計/施工計画・施工・検査、それぞれのプロセスにおけるICT(Information and Communication Technology/情報通信技術)の活用により、職人による高度な技術の継承と併せて、安全性と生産性の向上を実現することができます。

#### 新3K:

建設業は、「きつい」「汚い」「危険」とネガティブなイメージにより、若手の人材が少なく、慢性的な人手不足と就業者の高齢化が深刻な問題になっています。

そこで国土交通省は、「給与・休暇・希望」という「新3K」の方針を打ち出し、建設現場で働く人々の誇り・魅力・やりがいの向上を図るため、さまざまな取り組みを進めています。

#### BIM/CIM

計画、調査、設計段階から3次元モデルを導入することにより、その後の施工、維持管理の各段階においても3次元モデルを連携・発展させて事業全体にわたる関係者間の情報共有を容易にし、一連の建設生産・管理システムの効率化・高度化を図る取り組みです。

で

の建設会社名公表

## ○認定制度の目的

- 業界のDXを活用した様々な技術による新3Kの取り組みの促進
- ・地元建設会社におけるデジタル技術活用の人材育成とインフラDX等の普及促進

### 〇申請条件と認定方法

申請建設会社の条件

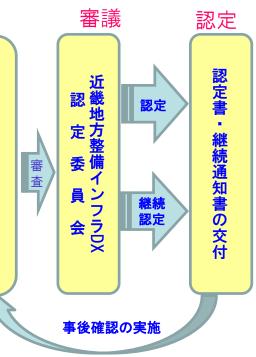
# インフラDXの取組を 継続的に実施

- 1. 過去3年で3件の I C T 活 用工事の実績がある。(注①②)
- 2. 今後の人材育成の計画が具 体的である。 (注3)
- 3. インフラDX推進の取組の 計画が具体的である。

申請書類

### 取組推進書の提出

- 1. 建設会社の I C T 活用工事の実施状況 (過去3ヶ年分)
- 2. 上記①の工事を担当した技術者数
- 3. 人材育成(ICT関連研修)の取組状況
- 4. ICT機器の保有状況
- 5. 施工実績(過去3ヶ年から3工事を抽出し、具体的な 工事内容を記述)
- 6. インフラDX取組推進計画
  - · 人材育成計画
  - ・インフラDX取組計画



注① 工事の実績は、行政機関等が発注する工事とする。

応

募

- 注② Ⅰ C T 活用工事の各実施要領に基づくすべてのプロセスを実施していること。
- 注③ 社員に対してICTやBIM/CIMに関する研修の計画が数値目標として示されていること。

# ○認定の有効期間とインセンティブ

- ・インフラDX認定の有効期間は継続審査により最大3ヶ年とする。
- ・継続申請を申し込まなかった場合、もしくは、継続が認められなかった場合は、当該年度末をもって失効する。
- ・認定された建設会社は、総合評価落札方式の入札時に「企業の施工能力(表彰枠)」の項目で加点対象となる。

# 〇申請条件の確認

・認定された会社は、申請書類に記載した条件に対してその履行が認められなかった場合は、認可を取り消される 場合がある。